



## 証明書のコンビニ交付スタート！

1月10日より、村が発行する住民票の写しなど一部の証明書について、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での交付サービスを開始しました。

事前にマイナンバーカードの取得が必要ですが、利用時間延長、交付場所の拡大により皆さまの利便性の向上を図ります。

### 利用できるコンビニエンスストア

- ・セブン-イレブン
  - ・ローソン
  - ・サークルKサンクス
  - ・ファミリーマート 等
- ※キオスク端末(マルチコピー機)が設置されている全国の店舗

### 取得できる証明書

- ・住民票の写し
  - ・印鑑登録証明書(※1)
  - ・戸籍証明書(謄抄本)(※2)
  - ・戸籍の附票の写し(※2)
- ※1 印鑑登録済みの方  
※2 本籍地が山形村の方

- 百瀬村長 新年のごあいさつ ……2
- 教育委員会だより ……3
- 所得税・村県民税の申告相談 ……4
- 太陽光発電設備に係る固定資産税の申告 ……6

### 村のうごき (1月1日現在総人口)

人口=8,762人(前月比±0) / 男=4,348人(前月比±0) / 女=4,414人(前月比±0) / 世帯数=2,979世帯(前月比+3)

## 新年のごあいさつ



山形村長  
百瀬久



皆さま、明けましておめでとうございませう。新春にあたりごあいさつ申し上げます。

皆さまにおかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年中は、村政各般にわたり、皆さまのお力添えを賜りましたことに心から感謝申し上げます。おかげ様で昨年も明るく元気な山形村を全国に発信できた一年となりました。

皆さまの声に耳を傾け、村政に反映するよう努めてまいりましたが、少しずつ結果が見えてきました。防犯行政無線は3月末の完成を目指し、現在急ピッチで作業を進め、安心・安全な村づくりを目指しています。さらに、老朽化している告知放送システムは、機器をバージョンアップし、いざという時の確実な情報伝達、安全確保を図れるよう計画し

ています。地区防災会や連絡班、さらにはご近所力を加え、自助・共助・公助の精神で、効果的な防災体制の構築にご理解とご協力をお願いいたします。

また、山形村健康寿命延伸推進委員会の計画により、健康寿命延伸の村づくり事業がスタートしました。村の健康づくりに一層邁進してまいります。基幹産業である農業振興におきましては、県営事業として採択された大池原東原地区の農道、排水溝の整備事業が始まります。また、みどりと環境を守る会が設立され、多面的機能支払交付金制度事業も動き始めました。豊穰の大地を守るこれらの事業により、農業振興も希望の光に満ちています。子育て支援では、18歳までの子ども医療費の無料化を実現しました。今年はいさらに施設面、経済面の向上を進めていきます。

これまで種を蒔いてきた各事業が、芽を出してきました。今年多くの花が咲き始めることを願います。

結びに、皆さまにとりまして健やかで、穏やかな幸多き年でありませうよう祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

## 功労者・地域づくり表彰

1月6日、トレーニングセンターで平成28年度山形村功労者表彰及び地域づくり表彰が行なわれました。

### ●山形村功労者表彰

◇横水 美佐子さん（下竹田）

◇住吉 すみさん（小坂）

「社会福祉功労」

長年にわたり民生児童委員を努め、村の社会福祉の向上に尽力された。



受章者の皆さん

後列左から 平沢さん、宮前さん、大月さん、塩原さん（花づくり）、百瀬邦孝さん  
前列左から 本庄さん、住吉さん、横水さん、百瀬敬子さん、逢澤さん  
※籠田さんは、当日都合により欠席されました。

### ●地域づくり表彰

◆本庄 日出子さん（上大池） 30年の長きにわたり、書道を通じて子どもたちに礼儀作法を指導し、子どもたちの健全育成に寄与されている。

◆逢澤 佳丸さん（上竹田） 長年にわたり文化財保護委員会の会長として、村の文化財の保護及び歴史の継承に尽力された。

◆平沢 和久さん（神奈川県／中大池出身） 長年にわたり首都圏村人会の会長などを務められ、ふるさと山形村との交流を積極的に行ない、会員と村民との絆を深めることで地域づくりに貢献された。

◆籠田 次郎さん（小坂） 10年の長きにわたり通学路の交差点に立ち、通行車両に注意を促すとともに、児童の歩行指導をしながら、児童と地域の安全を見守っていただいた。

◆宮前 光宏さん（下大池） 少年野球 山形キヨミズの監督として、野球を通じた青少年の健全育成を30年にわたり続けられ、区においても数々の役員を歴任され、区の円滑な運営に寄与された。

◆百瀬 邦孝さん（下竹田） 長年にわたり芸術活動をされ、県美術展において知事賞を受賞されるなど、村の文化・芸術の高揚に寄与されている。

◆大月 康史さん（下竹田） 長年にわたり下竹田ふれあい公園の藤棚を手入れし、豊かな地域環境づくりに取り組んでいただいた。

◆百瀬 敬子さん（下竹田） 子育てに関する悩みを抱えた保護者や教師からの相談、教育や子どもを取りまく様々な問題に関する研修会、講演活動を行なうなど、人と人との温かい結び付けに貢献されている。

◆中大池健康花づくりの会  
長年にわたり中大池公民館に花壇を作り、花の育成管理に併せた周辺環境美化、他市町村への研修会、会員間の交流会などを通じて、地域づくり、健康づくり、絆づくりに貢献されている。

# 教育委員会だより②

お問い合わせ 村教育委員会事務局（トレセン内） ☎98-3155

## みんなで考えたい！ 山形村の子どもたちの姿 ～平成28年度全国学力・学習状況調査の結果報告～



全国学力・学習状況調査は、平成19年度から、小・中学生を対象に全国で実施されています。この調査は、児童生徒の課題を把握・分析し、教育施策や教育指導の改善・充実に役立てるという目的があります。今回は、その概要をお知らせします。



「理科の授業の様子」

### 調査の概要

- ◇実施日 平成28年4月19日
- ◇対象 小学6年生、中学3年生
- ◇内容 ① 国語A、国語B、算数A、算数B  
(調査A：主として知識に関する問題、調査B：主として活用に関する問題)
- ② 生活習慣や学習環境に関する調査

### 教科に関する調査の結果

山形小学校では、国語Aと算数Aで、全国平均とほぼ同じでしたが、国語Bと算数Bでは、やや下回る結果となりました。A問題で全国平均レベルとなったことは、基礎基本の定着に重点を置いて指導・支援に当たってきた成果といえます。一方、活用力を高める点においては、課題を残す結果となりました。

### 生活習慣や学習環境に関する調査の結果

山形小学校の子どもたちは、全国や県と比較して、食事や睡眠などの生活習慣はおおむね良好で、規則正しい生活をしています。一方で、テレビゲームを毎日長時間している割合が全国より高いです。そして、予習や復習といった家庭学習に取り組む時間や自分で計画を立てて学習する割合も低いです。さらに、「人の役に立つ人間になりたい」などの生き方や公德心に関わる意識、「自分の良いところはあるか」といった自尊心なども全国よりも低いです。

### 今後の課題は？

～学校・家庭・地域で手を取り合って～

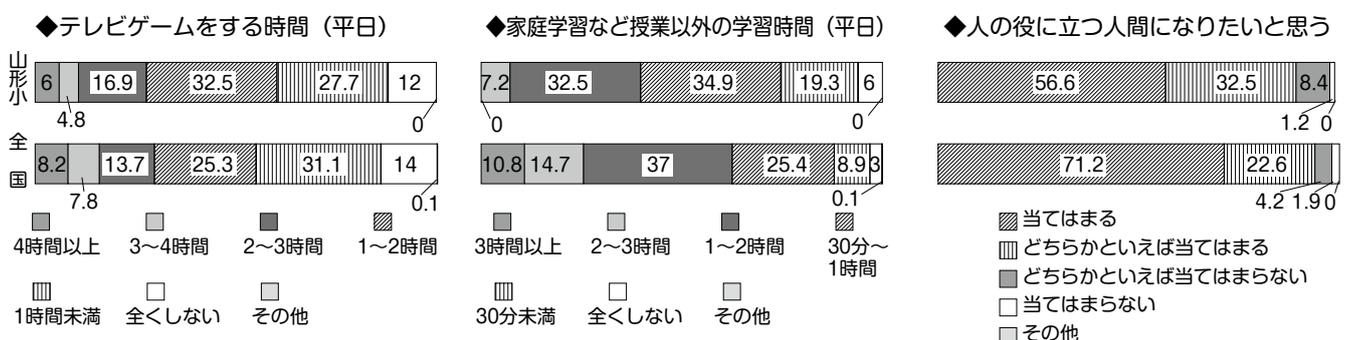
これらの調査結果を踏まえ、子どもたちが遊びやゲーム、読書や家庭学習、お手伝いのあり方などについて、家族と共に話し合いを深め、自立的な生活づくりを進める必要があります。また、子どもたちの一日の生活時間の有効活用について、学校・家庭・地域で連携し合って協議を深め、具体的な取り組みをより一層推進していく必要があります。

#### 《学校では》

「活用する力」を一層高めるために、子どもたちが学習の目標を明確にし、興味関心を持って主体的に授業に取り組むことができるように、さらに授業改善を図る必要があります。また、Q-Uアンケート（学級生活における満足度や意欲、学級集団の状況把握）などを活用して、安心して学べる学級・学校づくりをさらに進める必要があります。

#### 《家庭・地域では》

「家庭学習の手引き（山形小発行）」や、村挙げてのコミュニティ・スクール活動等を活用して、「子どものがんばりを大いに認め、励まし、将来の生き方などについて語り合い、実際に活動するような機会」を多く設けて、自尊感情をより高める等の工夫をしていくことが求められています。



# ～所得税の確定申告・村県民税の申告納税相談のお知らせ～

役場申告相談期間：2月16日(木)～3月14日(火)

会場：役場2階 会議室

山形村で所得税の確定申告（以下「確定申告」）・村県民税（以下「住民税」という。）の申告をする方は、平成29年1月1日現在で山形村にお住まいの方が対象です。

平成28年分の確定申告ならびに平成29年度住民税の申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)ですが、村では上記期間中、申告納税相談を実施します。

申告期間中は大変混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。また、早めの申告をお勧めします。  
注)「青色申告」・「繰越損失」・「政党等寄附金特別控除」など所得税特有の申告や控除に係るもの、株式や不動産等の譲渡所得のある方、住宅取得控除1年目の申告のある方は、税務署で申告してください。

## ○住民税について

住民税は、確定申告や住民税の申告、あるいは勤務先または年金保険者から役場に提出される支払報告書等に基づき税額を計算し、税額を通知して納税していただいています。

確定申告や住民税の申告をしない、あるいは勤務先や年金保険者からの支払報告書の提出がない場合には、収入（所得）等の把握ができないため、適正な課税ができません。また、所得・課税・非課税などの証明書を発行することもできなくなります。

国民健康保険税や介護保険、後期高齢者医療保険の保険料の算定にも、収入（所得）等の把握が必要となります。申告がない場合は、正しい保険税（料）の計算ができず、保険税（料）が高額になる場合があります。

## ○確定申告が必要な場合

- ・個人で事業（営業・農業・不動産等）を行っており、所得税を納める場合。
- ・給与で年収が2,000万円を超えている場合。
- ・給与の他に副収入（副収入の合計所得20万円以上）があった場合。
- ・2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種所得金額（給与・退職所得を除く）の合計が20万円を超えている場合。
- ・同族会社の役員や親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃貸料などを受け取っている場合。
- ・災害減免法によって源泉徴収の猶予や還付を受けた場合。

## ○住民税の申告が必要な場合 ※ただし、下記に該当しても確定申告が必要な場合もあります。

- ・平成28年中に収入（所得）がなかったが、所得・課税・非課税等の諸証明が必要な場合。
- ・平成28年中に収入（所得）がなかったが、国民健康保険に加入している場合。
- ・年金収入400万円以下で確定申告が不要になったが、年金の源泉徴収票に記載のある所得控除（配偶者控除等）以外の住民税の所得控除を受けたい場合。
- ・勤務先（パート、アルバイト含む）から役場へ給与支払報告書が提出されていない場合（提出が不明な方は勤務先または役場へご確認ください）。
- ・給与以外に所得があった場合（給与以外の所得が20万円以下で確定申告不要な場合）。
- ・確定申告不要な場合でも、営業・農業・不動産・配当・年金・その他雑・一時などの所得がある場合。

## ○住民税の申告が必要ない場合

- ・確定申告をされる場合（税務署から村へ確定申告書の情報が送られてくるため、改めて役場への住民税の申告は必要ありません）。
  - ・収入が給与所得（1ヶ所）のみで、勤務先で年末調整が済んでいる場合。
  - ・収入が公的年金（遺族年金、障害年金等の非課税年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除を受けない場合。
  - ・非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみの場合。
- ただし、所得証明書などの諸証明が必要な場合や国民年金保険料の申請免除を受ける場合、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合などは住民税の申告が必要です。

## 申告納税相談の日程

2月	16	木	上大池	3月	1	水	上大池
	17	金	中大池		2	木	中大池
	18	土	【休業日】		3	金	小坂
	19	日	【休業日】		4	土	【休業日】
	20	月	小坂		5	日	日曜申告相談
	21	火			6	月	小坂
	22	水	下大池		7	火	下大池
	23	木	上竹田		8	水	上竹田
	24	金			9	木	上竹田
	25	土	【休業日】		10	金	下竹田
	26	日	【休業日】		11	土	【休業日】
	27	月	下竹田		12	日	【休業日】
	28	火			夜間申告相談	13	月
					14	火	【添付書類不備など再提出の方】

◆時間 平日 午前 午前9時～正午  
(受付は、午前11時30分まで)  
午後 午後1～5時  
夜間 2月28日(火) 午後5時15分～8時  
(受付は、午後7時30分まで)  
日曜 3月5日(日) 時間は、平日と同じ

※状況により受付時間を変更する場合がありますのでご了承ください。  
※あらかじめ地区ごとに日程を決めましたが、ご都合に合わせてお越しください。  
※庁舎西側入口をご利用ください。エレベーターをご利用の方は、正面入口からお入りください。

## 申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 所得（収入）を証明する書類  
・給与・公的年金等の源泉徴収票  
・農業、営業、不動産等の収支内訳書  
**収支内訳書は必ず作成してお持ちください。  
申告相談会場での作成の対応はできません。**  
・一時所得等の支払証明書など
- ③ 各種控除を受けるのに必要な書類（事前に個人ごとの合計をまとめておきましょう。）  
・社会保険料（各種年金、その他健康保険等）の掛金支払証明書  
・生命保険料・地震保険料の控除証明書  
・医療費の領収書など
- ④ 申告者本人名義の金融機関の通帳
- ⑤ 申告書（税務署から送付された方）
- ⑥ その他申告に必要な書類

## 平成28年分確定申告より マイナンバーの記載が必要になります。

●マイナンバーカード（個人番号カード）

または

●番号確認書類

マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載の住民票

+

●身元確認書類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど

※公的医療保険の被保険者証、年金手帳など

顔写真のない証明は2つ必要です。

事前に書類の準備をお願いします。

## 税務署からのお知らせ

### 1. ご自宅での確定申告書の作成・郵送

確定申告期間中（2月16日(木)～3月15日(水)）は確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」を利用いただくと、**自宅等で確定申告書が作成できます**ので、書面で印刷し郵送等でご提出ください。

### 2. 復興特別所得税

**確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。**

平成25年分～49年分までの各年分については、所得税と合わせて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税額を掛けて計算した金額です。

### 3. 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。

※**所得税の確定申告が不要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。**なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とまらない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

所得税の確定申告は  
e-Tax（電子申告）が便利です

- ① 税務署等に出向かず、ご自宅のパソコンから手軽に確定申告ができます。
- ② 自動計算機能が付いていて、しかも期間中は24時間受付。
- ③ 医療費の領収書、源泉徴収票等の添付書類の提出を省略できます。
- ④ 還付申告は、書面申告と比べて処理が早く還付がスピーディー。

おうちで作成 ネットで申告 

詳しくは

<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

## 松本税務署の申告相談について

- ◆会 場 松本税務署 庁舎3階
- ◆時 間 午前8時30分～午後5時  
(土・日、祝日は閉庁)

### ◆電話相談

松本税務署に電話をかけると、自動音声案内が流れますので、ご用件に応じて次の番号を押してください。

- ・番号「0」：確定申告に関する質問及び相談
- ・番号「1」：税金に関する質問及び相談
- ・番号「2」：税務署からの照会等

※還付申告の方は、2月16日(木)以前でも申告書を提出することができます。

お問い合わせ・相談  
所得税について

松本税務署 ☎32-2790

村県民税について

役場 税務課 ☎98-5663

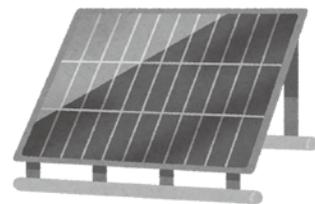
# 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

## 1. 償却資産とは

製造や小売、農業等の事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いる構築物や機械、器具、備品などの事業用資産をいいます。

## 2. 太陽光発電設備の申告について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告が必要となる場合があります。設置者によって次のようになります。



設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず償却資産としての申告が必要です。
個人事業主	店舗やアパート、農業など事業を営む方がその事業のために設置した場合、事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず償却資産としての申告が必要です。
個人	住宅や土地に設置した設備を事業の用に供している場合は償却資産の対象となります。発電出力10kW以上の設備は売電事業用の資産となり申告が必要です。ただし、家屋に屋根材として設置している場合は家屋としての課税となります。

## 3. 課税標準の特例

『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。申請手続きが必要ですが、取得時期によって必要書類が異なります。

### (1) 平成28年3月31日までに取得した場合

- ・ 課税標準の特例に関する届出書
- ・ 経済産業省が発行する「10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」または「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し
- ・ 電気事業者が発行する「電力供給契約に関するお知らせ」または「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し

### (2) 平成28年4月1日以降に取得した場合

- ・ 課税標準の特例に関する届出書
- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し

\*なお太陽光発電設備の売電による売却益は『雑所得』となります。個人や個人事業主の方は所得の形態により、確定申告が必要になる場合があります。詳しくは税務署または税務課までお問い合わせください。

●お問い合わせ 松本税務署 ☎32-2790 / 役場 税務課 ☎98-5663

## 人権擁護委員に河西さん

小坂区の河西 廣志さんが平成29年1月1日付けで法務大臣より人権擁護委員に委嘱されました。

## 山形村国民健康保険から 医療費情報をお知らせします

●国保から医療機関等へ支払った金額（11月診療分）

**55,032,829円**（前年同月額：61,498,453円）  
※この金額は療養給付費・療養費・高額療養費・精神給付の合計です。

### ～交通事故にあったら国保に届け出を～

交通事故にあったらすぐに警察に届け出るとともに、国保にも必ず届け出てください。  
国保で治療を受けるときは、国保窓口に「第三者行為」の届け出が必要です。示談で済ませてしまうと国保が使えなくなる場合があります。

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

## 廃家電や粗大ごみなど、 廃棄物の処分に 「無許可」の回収業者を 利用しないでください！

ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。

家庭ごみを回収するには、「一般廃棄物処理業」の許可、若しくは委託が必要です。無許可業者によって回収された廃棄物が不法投棄、不適正処理された事例や、高額な処理料金を請求された事例も全国で起こっています。

～無許可の回収業者には  
このような例があります～

- ・ 街中を大音量で巡回
- ・ 空き地などで回収
- ・ チラシを配布
- ・ インターネットで広告



ご家庭の廃棄物は、  
山形村で案内しているルールで処分してください。

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

# 2月19日は村長選挙の投票日です

## ●立候補について

この選挙に立候補できる人

日本国民で平成4年2月20日以前に生まれた人

## 立候補予定者事前説明会

日時 1月30日(月)

午前9時30分～

場所 役場 大会議室

## 立候補の届出受付

日時 2月14日(火)

午前8時30分～午後5時

場所 役場 大会議室

## ●投票について

この選挙に投票できる人

投票日当日満18歳以上(平成11年2月20日以前に生まれた人)の人

平成28年11月13日以前から山形村に住民登録されている人

## 期日前投票

仕事や冠婚葬祭などで投票日当日に投票できない方は、期日前投票をすることができません。

期間 2月15日(水)～18日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場庁舎 一階ホール

持ち物 投票所入場券

## 病院や老人ホームでの不在者投票

不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホームに入院(入所)されている方は、その施設で不在者投票をすることができます。

また、村外に滞在している方は、滞在先の市区町村役場で不在者投票をすることができます。

詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 投票当日

投票日 2月19日(日)

時間 午前7時～午後8時

場所 第一投票所(山形村役場)

第二投票所(いちいの里)

※入場券に投票所が印刷されていますので、ご確認のうえお出かけください。

## お問い合わせ

山形村選挙管理委員会

☎98-3111

## 防災だより

松本広域消防局 山形消防署

## ●ご協力をお願いします

## 「火災予防の7つのポイント」

## 3つの習慣

・寝たばこは、絶対やめる。

・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

## 4つの対策

・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防

## ●お問い合わせ

山形村選挙管理委員会

☎98-3111

ぐために、防災品を使用する。

・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## ●上級救命講習会を開催します

8時間の講習で、成人・小児・幼児の心肺蘇生法、AEDの取扱い方法、外傷の手当て、搬送法などを学びます。

日時 2月4日(土) 午前9時～午後5時

場所 トレーニングセンター

※1月28日(土)までに申し込んでください。

## 松本広域消防局 山形消防署

☎98-4455



# 掲示板

## 長野県シニア大学松本学部募集

シニア大学は、生きがいと健康づくり、地域活動を積極的にこなうための幅広い分野の講座を設けています。

●入学資格

概ね60歳以上で学習意欲旺盛な方

●学習期間及び学習時間

・年間学習日数16日間で2年間

・午前10時～午後3時

●授業料

年間1万円のほかに教材費、自治会費等

●会場

長野県安曇野庁舎

●願書の受付

2月1日(水)～28日(火)

●お問い合わせ

松本保健福祉事務所内松本学部事務局

☎40-11911

## 信州まつもと空港矯正展

松本少年刑務所では、刑務所に収容されている受刑者の円滑な社会復帰に向けた様々な取り組みを幅広く紹介します。

●日時 2月10日(金)～12日(日)

午前9時～午後4時

●会場 信州まつもと空港1階ロビー

●内容 矯正施設における各種教育活動等のパネル展示、刑務作業紹介DVDの放映

刑務所作業製品の展示即売(木工品、家具、靴、バッグなど)

※売り上げの一部をもって犯罪被害者支援団体の活動を支援しています。

●お問い合わせ

松本少年刑務所

☎32-3093

## ●成年後見人等のこと

認知症や精神障害、知的障害のある家族の財産管理や契約行為において成年後見制度の利用が必要になることがあります。成年後見制度の概要や後見人等としての業務についての講演、個別相談を開催します。

●日時 3月4日(土)

午後1時30分～4時

●会場 松本市総合社会福祉センター(松本市双葉4番16号)

●内容

(1)講演、質疑応答

「家族の安心を考える成年後見制度」

講師 塩野 悠子 弁護士

(2)個別相談(先着順) 1名15分程度

●申し込み方法

2月6日(月)～24日(金)(土日・祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に電話でお申し込みください。

●個別相談を希望される方は、申し込みの際にお申し出ください。

●申し込み・お問い合わせ

松本市社会福祉協議会 成年後見支援センター(かけはし)

☎88-6699

## 平成29・30年度 競争入札参加資格願の受付について

山形村が発注する建設工事等の競争入札に参加する業者は、入札参加者としての登録が必要とされています。希望者は、所定の書式により申請してください。

【受付期間】平成29年2月1日(水)～28日(火)

詳しくは、村ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 総務課 ☎98-3111



# 2月の生活ガイド

## YCS 番組表

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

放送時間		月～土 6時35分、9時、10時、11時……23時まで毎時間 / 日 9時 12時 15時 18時 21時					
日	月	火	水	木	金	土	
29	30	31	2/1 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	2 週刊・ニュース アーカイブ	3 ウィークエンド 情報局	4 ウィークエンド 情報局 (再)	
5 まるごと 一週間	6 新山形村 健康体操	7 朝日・山形 史跡めぐり	8 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	9 週刊・ニュース アーカイブ	10 ウィークエンド 情報局	11 ウィークエンド 情報局 (再)	
12 まるごと 一週間	13 サイエンス フロンティア 21	14 偉人たちの夢	15 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	16 週刊・ニュース アーカイブ	17 ウィークエンド 情報局	18 ウィークエンド 情報局 (再)	
19 まるごと 一週間 村長選挙特集	20 アスリート 解体新書	21 こんにちは 県議会です	22 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	23 週刊・ニュース アーカイブ	24 ウィークエンド 情報局	25 ウィークエンド 情報局 (再)	
26 まるごと 一週間	27 国税の窓	28 JA グリーンタイム	3/1	2	3	4	

### 男女共同参画

## 男性相談のお知らせ

つらいと感じることはありませんか。

- ・男性だから…と追い詰められていませんか。
- ・家庭、夫婦、人間関係、生き方などで悩んでいませんか。

男性相談員がお聴きします。

☎0266-22-7111

毎週金曜日 午後5時～7時

対象者：長野県在住・在勤または在学の男性

秘密は厳守されます



## 村税等納期限

2月27日(月)

固定資産税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期  
介護保険料第8期、上下水道料金

口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるように、  
また現金納付の方は、お手元の納付書により納め忘れのないよう  
にしてください。

※税金、料金等の納付は便利な口座振替をご利用ください。

## 夜間窓口開設日

2月16日(木)・28日(火)

午後8時まで 出入口：正面玄関

業務内容

- ・戸籍・住民票の謄本及び抄本の発行
- ・印鑑登録、印鑑証明書の発行
- ・税金・各種料金等の納付
- ・所得証明書等の発行
- ・公函閲覧
- ・125cc以下のバイクの登録・廃車

## 行政・心配ごと相談

2月20日(月)

時間：午後1時30分～3時30分

会場：保健福祉センター いちいの里  
談話室

## 児童手当

### 2月の支給について

平成28年10月～29年1月分の児童手当が、2月10日(金)にご指定の口座に振り込まれます。口座をお確かめください。

区分	月額	
0～3歳未満	15,000円	
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限を超えた受給者	5,000円	

原則として毎年6月、10月、2月に

**支給時期** ⇒ それぞれの前月分までの手当を支給  
します。

◇お問い合わせ 住民課 ☎98-3112